

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 7 月24日

【発行者名】 S B I アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷一 司

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券に係るファンドの
名称】 S B I 日本・アジアフィンテック株式ファンド【届出の対象とした募集内国投資
信託受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド

(以下「本ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は１口当たり１円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社(以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売)出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行(売)出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（ ） 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。

（ ） 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(１万口当たり)は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03 - 6229 - 0097 （受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6)【申込単位】

・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)

分配金受取コース

分配金再投資コース

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7)【申込期間】

2026年7月25日(土曜日)から2027年1月22日(金曜日)まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。
- () 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、主として、日本を含むアジアの金融商品取引所に上場し、フィンテック関連分野での高い成長が見込まれる企業の株式等(D R：預託証券を含みます。)に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 内外 / 株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信 / 内外 / 株式」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	株式 一般
決算頻度	年 1 回
投資対象地域	日本、アジア
為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	あり ()
一般	年 2 回	日本	
大型株	年 4 回	北米	
中小型株	年 6 回	欧州	
債券	(隔月)	アジア	
一般	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット属性 ()	()	(中東) エマージング	
不動産投信			なし
その他資産 ()			
資産複合 ()			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
株式 一般	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年 1 回	目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本、アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本及びアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

信託金の限度額

- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

POINT
1

日本を含むアジアの株式の中からフィンテック関連分野において高い成長が見込まれる企業の株式等[※]に投資します。

※自国以外で株式発行会社の株式を流通させるために、その発行会社の株式を銀行などに預託し、その代替として自国以外で発行されるDR(預託証券)を含みます。

- アジア（日本を除く）の金融商品取引所に上場する株式への投資は、原則として信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

本ファンドにおいてフィンテック関連企業とは、最新の情報通信技術を用いて革新的な金融商品・サービスを提供している企業、それらの企業を技術的・金銭的に支援する企業及びフィンテックを活用してビジネスを展開する企業などをいいます。

フィンテックとは？

金融(Finance)と**技術(Technology)**を組合わせた造語で、最新の情報通信技術を活用した「新たな金融サービス」の総称です。

情報通信技術の進化により急成長している分野で「金融サービス革命」とも言われています。



※資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

..... フィンテックの代表例

個人資産管理	複数の金融機関の口座、ポートフォリオ情報など、お金の流れをスマートフォンなどで一元管理できる家計簿サービス
決済	スマートフォンへの装着型、コード埋め込み型カードリーダーの開発でクレジットカード決済がスマートフォンから可能に
投資支援	ロボアドバイザーとも呼ばれる。人工知能(AI)により、市場動向やユーザーの投資性向に基づき最適な運用をアドバイス
融資	借りたい人と貸したい人をつなぎ、既存の仲介機関を通さないオンライン融資が可能に
仮想通貨	“ブロックチェーン”と呼ばれる技術が基盤のネット上で流通するバーチャル(仮想世界)な通貨。既存の大規模なインフラ基盤を必要とせず送金が可能で手数料が大幅低減

POINT 2

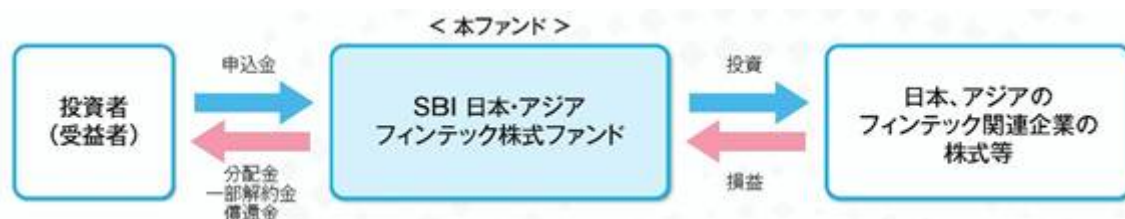
ポートフォリオ構築に際しては、ウエルスアドバイザー株式会社による投資助言を活用します。

(2)【ファンドの沿革】

2017年4月27日	信託約款締結、本ファンドの設定・運用開始
2019年1月24日	投資態度の一部変更(組入比率を、原則等ウェイトから、定量・定性的な評価を考慮し決定する方針に変更)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



分配方針

毎決算時（年1回、毎年4月24日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わない場合があります。

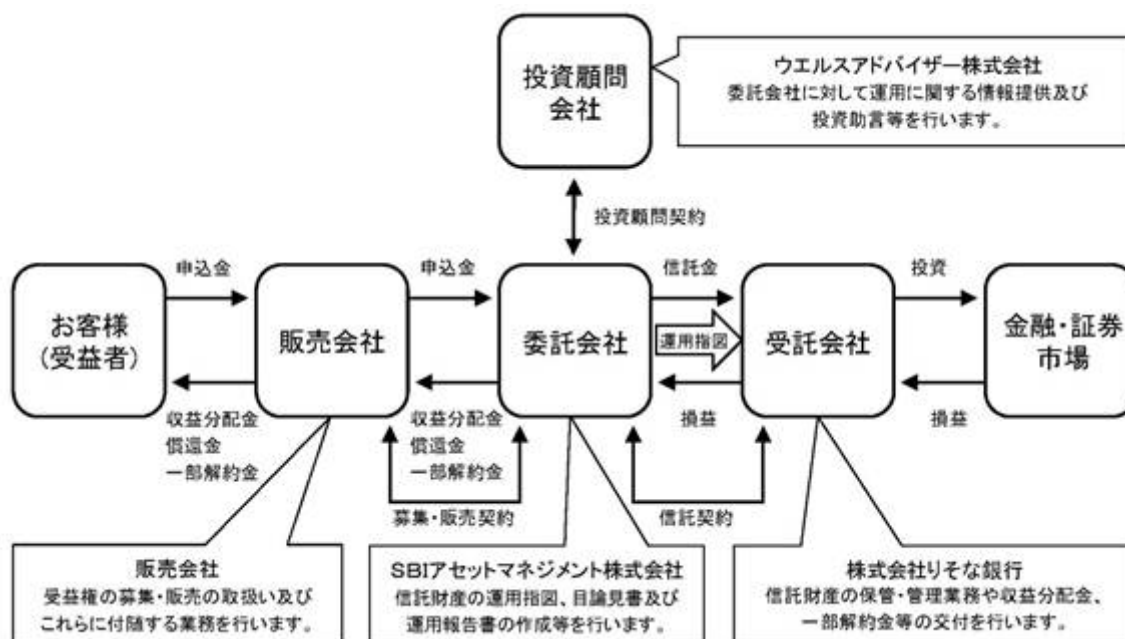
分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。
（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

株 式	株式への投資割合には、制限を設けません。
投 資 信 託 証 券	投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同 一 銘柄 の 株 式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への投資割合は、30%を上限とします。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

委託会社の概況（2026年4月末日現在）

(i) 資本金

4 億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（ＳＢＩＡＭＧ）が、モーニングスター株式会社より取得しました。ＳＢＩＡＭＧはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はS B I アセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年9月9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年1月4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年5月1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年7月1日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年8月1日	S B I アセットマネジメント株式会社、S B I ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、S B I 地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年4月1日	S B I アセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。S B I アセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

（ ） 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I グローバルアセット マネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
P I M C O A S I A L I M I T E D	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29,507株	2.1%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

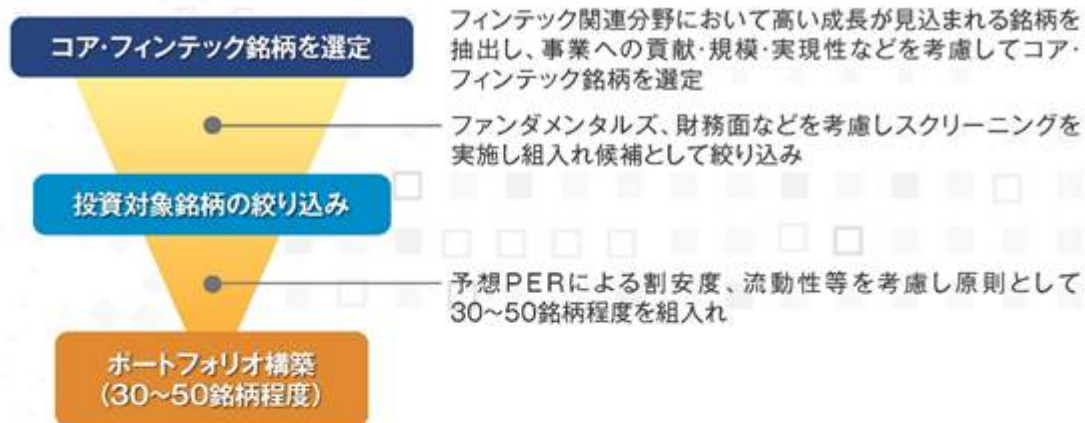
基本方針

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方針

- () 主として、日本を含むアジアの金融商品取引所に上場し、フィンテック関連分野での高い成長が見込まれる企業の株式等(D R：預託証券を含みます。)に投資します。
本ファンドにおいて、フィンテック関連企業とは、最新の情報通信技術を用いて革新的な金融商品・サービスを提供している企業、それらの企業を技術的、金銭的に支援する企業及びフィンテックを活用してビジネスを展開する企業などをいいます。
- () アジア(日本を除く)の金融商品取引所に上場する株式への投資は、原則として信託財産の純資産総額の30%を上限とします。
- () ポートフォリオの構築に関しては、次のプロセスに則ります。
 - (イ) 日本を含むアジア主要国市場でフィンテック関連分野での高い成長が見込まれる銘柄を抽出。事業への貢献・規模・実現性などを考慮しコア・フィンテック銘柄を選定します。
 - (ロ) ファンダメンタルズ、財務面などを考慮し、スクリーニングを実施し組入れ候補として絞り込みを行います。
 - (ハ) 実際の組入れに際しては、予想P E Rによる割安度、流動性等を考慮し、原則として30～50銘柄程度とします。
- () 組入比率は、原則として成長性、収益性、安定性、フィンテック関連技術の成長性など定量・定性的な評価を考慮の上、決定します。
- () 株式への組入比率は、信託財産総額の50%超とし、非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は信託財産の総額の50%以下とします。
- () 投資対象銘柄の選定および組入比率については、ウエルスアドバイザー株式会社による投資助言を活用します。なお、原則として四半期に1回投資対象銘柄の見直しを実施するものとします。
- () 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- () 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引及びオプション取引、金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- () 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- () 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことができます。
- () 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

本ファンドの運用プロセス



組入比率は、原則として成長性、収益性、安定性、フィンテック関連技術の成長性など定量・定性的な評価を考慮の上、決定します。

なお、原則として四半期に1回、投資対象銘柄の見直しを実施するものとします。

ウエルスアドバイザー株式会社

投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供する運用調査機関です。グローバルな株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約5,799億円(2025年12月末現在)

※資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主な投資対象

日本を含むアジアの金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)に上場する株式等（準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

DR(預託証券)を含みます。

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

() 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条から第26条に定めるものに限りま。

(ハ) 約束手形(前記(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

(ニ) 金銭債権(前記(イ)及び(ハ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

() 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を主として次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- () 株券または新株引受権証券
- () 国債証券
- () 地方債証券
- () 特別の法律により法人の発行する債券
- () 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- () 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- () 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- () 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- () 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- () コマーシャル・ペーパー
- () 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
- () 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記()から()までの証券または証書の性質を有するもの及び
- () 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- () 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- () 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- () オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)
- () 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- () 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- () 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- () 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前記()の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前記()の証券または証書、()ならびに()の証券または証書のうち()の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、()から()までの証券及び()ならびに()の証券または証書のうち()から()までの証券の性質を有するもの、及び()の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、()の証券及び()の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- () 預金
- () 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- () コール・ローン
- (iv) 手形割引市場において売買される手形
- () 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- () 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第17条第3項)

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。))の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第17条第4項)

(3)【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

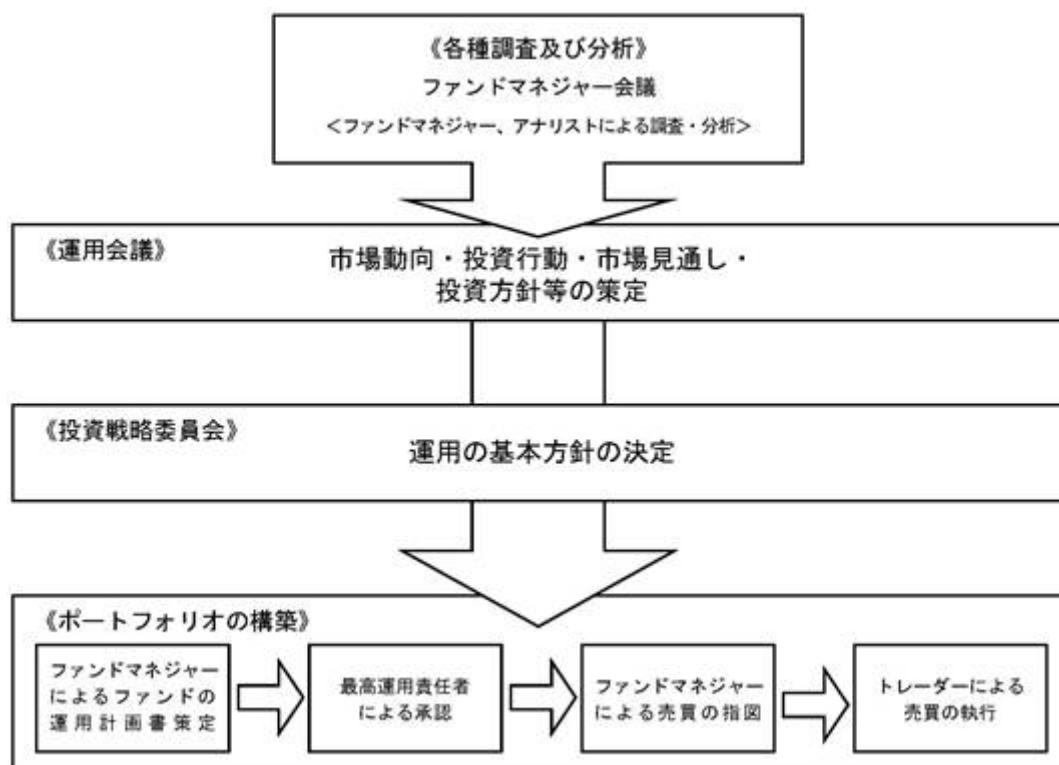
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社(再信託先を含む)に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回(毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分も含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

○将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 株式への投資割合には、制限を設けません。
- () 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- () 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- () 外貨建資産への投資割合は、30%を上限とします。
- () 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。

- () スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
- () 金利先渡し取引、為替先渡し取引及び直物為替先渡し取引は、信託約款第26条の範囲内で行います。
- () 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- () 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

信託約款上のその他の投資制限

- () 投資する株式等の範囲(信託約款第21条)
 - (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (ロ) 前記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- () 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第22条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- () 信用取引の指図(信託約款第23条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - (ロ) 前記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- () 先物取引等の指図(信託約款第24条)
 - (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図(信託約款第25条)
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- () 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図(信託約款第26条)
- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- () 有価証券の貸付けの指図(信託約款第27条)
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の1.及び2.の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 前記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- () 有価証券の空売りの指図(信託約款第28条)
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または後記()の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 前記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- () 有価証券の借入れ(信託約款第29条)
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 前記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 前記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- () 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- () 外国為替予約取引の指図(信託約款第31条)
- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 前記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 前記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50

の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

その他

資金の借入れ(信託約款第37条)

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様はに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

特定業種やテーマ銘柄へ投資が集中するリスク

本ファンドは、特定の業種・テーマに絞った株式への投資を行います。したがって、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。また、幅広い業種の株式に分散投資するファンドに比べ基準価額の変動が大きくなる場合があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建て資産へ投資する場合には、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建て資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、本ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることがあります。特に新興国市場への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

デリバティブ(派生商品)に関する留意点

本ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

<その他留意事項>

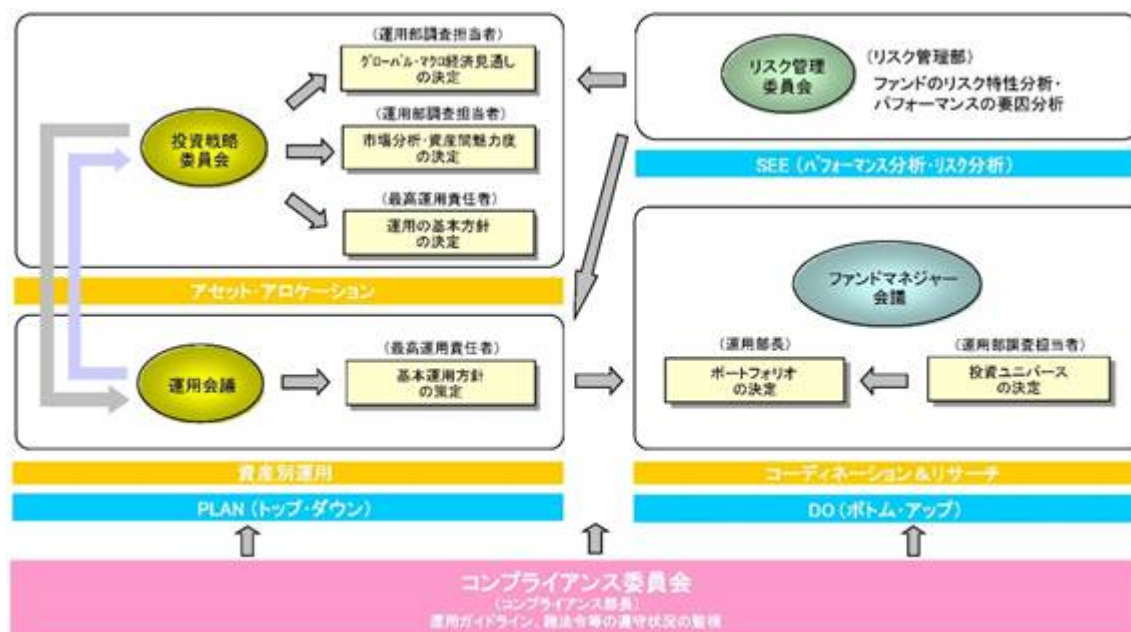
- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。なお、デリバティブ取引については、社内規程に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月１回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月１回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月１回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月１回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月１回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 プロダクトガバナンス方針、運営状況、課題、改善方針の審議、当該方針の改訂の判断を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年5月～2026年4月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2021年5月～2026年4月



* 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

＜代表的な各資産クラスの指数＞

日本株…Morningstar 日本株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数（除く日本）

先進国債…Morningstar グローバル国債指数（除く日本）

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

＜各指数の概要＞

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

＜重要事項＞

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービスマーク並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03 - 6229 - 0097 （受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.8018%(税抜：年1.638%)を乗じて得た額とします。

信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬の配分（税抜） >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.80%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年0.038%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬より、投資顧問(助言)会社への報酬が支払われます。

（４）【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は2026年4月末現在、以下の通りです。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

なお、本ファンドはNISAの対象ではありません。

個人の受益者に対する課税

（ ） 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税(配当控除の適用が可能です。)もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

2027年1月1日から、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%及び地方税5%)となります。

（ ） 解約金及び償還金に対する課税

換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)は譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座(特定口座)を選択することも可能です。

2027年1月1日から、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%及び地方税5%)となります。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

2027年1月1日から、15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%)となります。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年4月25日～2026年4月24日です。

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.97%	1.80%	0.17%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2026年4月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	929,482,920	78.10
	ケイマン	145,603,878	12.23
	中国	43,029,987	3.62
	インドネシア	21,993,988	1.85
	バミューダ	6,900,846	0.58
	小計	1,147,011,619	96.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	43,180,195	3.63
合計(純資産総額)		1,190,191,814	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年４月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	14,600	5,963.00	87,059,800	5,219.00	76,197,400	6.40
2	ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	22,400	2,669.28	59,792,051	2,673.38	59,883,757	5.03
3	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	261,300	220.20	57,538,260	221.90	57,982,470	4.87
4	ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	5,800	10,136.74	58,793,115	9,809.22	56,893,499	4.78
5	日本	株式	インテリジェント ウェイブ	情報・通信業	51,600	981.00	50,619,600	976.00	50,361,600	4.23
6	日本	株式	イー・ガーディアン	サービス業	29,600	1,620.00	47,952,000	1,631.00	48,277,600	4.06
7	日本	株式	ペイカレント	サービス業	9,500	5,362.00	50,939,000	5,060.00	48,070,000	4.04
8	日本	株式	アイティフォー	情報・通信業	26,600	1,703.00	45,299,800	1,722.00	45,805,200	3.85
9	日本	株式	セレス	情報・通信業	24,000	1,495.00	35,880,000	1,795.00	43,080,000	3.62
10	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	33,000	1,242.52	41,003,457	1,303.93	43,029,987	3.62
11	日本	株式	T I S	情報・通信業	12,500	3,603.00	45,037,500	3,417.00	42,712,500	3.59
12	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	10,100	5,092.00	51,429,200	4,142.00	41,834,200	3.51
13	日本	株式	デジタル・ インフォメーション・ テクノロジー	情報・通信業	45,800	928.00	42,502,400	903.00	41,357,400	3.47
14	日本	株式	R O B O T P A Y M E N T	情報・通信業	17,100	2,200.00	37,620,000	2,302.00	39,364,200	3.31
15	日本	株式	インフォマート	サービス業	87,700	442.00	38,763,400	431.00	37,798,700	3.18
16	日本	株式	G M O ペイメント ゲートウェイ	情報・通信業	4,700	7,969.00	37,454,300	7,780.00	36,566,000	3.07
17	日本	株式	ソルクシーズ	情報・通信業	74,500	476.00	35,462,000	465.00	34,642,500	2.91
18	日本	株式	テクマトリックス	情報・通信業	18,700	1,835.00	34,314,500	1,811.00	33,865,700	2.85
19	日本	株式	システナ	情報・通信業	76,100	434.00	33,027,400	426.00	32,418,600	2.72
20	ケイマン	株式	J D . C O M I N C - C L A	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	11,985	2,429.78	29,121,022	2,405.22	28,826,622	2.42
21	日本	株式	ラクーン ホールディングス	情報・通信業	43,300	678.00	29,357,400	638.00	27,625,400	2.32
22	日本	株式	S B I ホールディングス	証券、 商品先物取引業	8,600	2,978.00	25,610,800	3,159.00	27,167,400	2.28
23	日本	株式	N S D	情報・通信業	10,100	2,731.50	27,588,150	2,687.50	27,143,750	2.28
24	日本	株式	コムチュア	情報・通信業	18,400	1,354.00	24,913,600	1,361.00	25,042,400	2.10
25	日本	株式	ライトアップ	サービス業	18,100	1,140.00	20,634,000	1,153.00	20,869,300	1.75
26	日本	株式	D T S	情報・通信業	19,400	1,050.00	20,370,000	1,020.00	19,788,000	1.66
27	日本	株式	J I G - S A W	情報・通信業	7,900	2,375.00	18,762,500	2,383.00	18,825,700	1.58
28	日本	株式	T K C	情報・通信業	4,900	3,610.00	17,689,000	3,595.00	17,615,500	1.48
29	日本	株式	S I G グループ	情報・通信業	15,800	840.00	13,272,000	840.00	13,272,000	1.12
30	インド ネシア	株式	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	銀行	270,300	43.05	11,638,847	41.19	11,136,089	0.94

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別の投資比率

(2026年4月30日現在)

種 類	国内 / 外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	情報・通信業	62.60
		証券、商品先物取引業	2.28
		サービス業	13.22
	外国	メディア・娯楽	4.78
		一般消費財・サービス流通・小売り	7.45
		銀行	0.94
		保険	3.62
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.58
		電気通信サービス	0.91
合 計			96.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2026年４月30日(直近日)現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		１万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１計算期間末(2018年４月24日)	2,946,974,009	2,946,974,009	13,306	13,306
第２計算期間末(2019年４月24日)	6,535,140,202	6,535,140,202	13,725	13,725
第３計算期間末(2020年４月24日)	2,800,377,061	2,800,377,061	12,446	12,446
第４計算期間末(2021年４月26日)	2,849,006,971	2,849,006,971	22,660	22,660
第５計算期間末(2022年４月25日)	1,779,800,633	1,779,800,633	17,043	17,043
第６計算期間末(2023年４月24日)	1,505,947,046	1,505,947,046	16,269	16,269
第７計算期間末(2024年４月24日)	1,276,682,941	1,276,682,941	17,896	17,896
第８計算期間末(2025年４月24日)	1,246,944,164	1,246,944,164	20,254	20,254
第９計算期間末(2026年４月24日)	1,212,462,412	1,212,462,412	22,250	22,250
2025年４月末日	1,263,010,177	—	20,513	—
５月末日	1,322,882,170	—	21,689	—
６月末日	1,374,700,310	—	22,649	—
７月末日	1,416,319,071	—	23,467	—
８月末日	1,426,637,532	—	23,960	—
９月末日	1,444,352,505	—	24,591	—
10月末日	1,476,792,700	—	25,342	—
11月末日	1,450,791,365	—	25,389	—
12月末日	1,419,011,099	—	25,234	—
2026年１月末日	1,342,932,159	—	24,126	—
２月末日	1,231,932,674	—	22,318	—
３月末日	1,152,357,440	—	21,037	—
４月末日	1,190,191,814	—	21,858	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期 間	計算期間	1 万口当たりの分配金(円)
第 1 計算期間	2017年 4 月27日～2018年 4 月24日	0
第 2 計算期間	2018年 4 月25日～2019年 4 月24日	0
第 3 計算期間	2019年 4 月25日～2020年 4 月24日	0
第 4 計算期間	2020年 4 月25日～2021年 4 月26日	0
第 5 計算期間	2021年 4 月27日～2022年 4 月25日	0
第 6 計算期間	2022年 4 月26日～2023年 4 月24日	0
第 7 計算期間	2023年 4 月25日～2024年 4 月24日	0
第 8 計算期間	2024年 4 月25日～2025年 4 月24日	0
第 9 計算期間	2025年 4 月25日～2026年 4 月24日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第 1 計算期間	2017年 4 月27日～2018年 4 月24日	33.06
第 2 計算期間	2018年 4 月25日～2019年 4 月24日	3.15
第 3 計算期間	2019年 4 月25日～2020年 4 月24日	9.32
第 4 計算期間	2020年 4 月25日～2021年 4 月26日	82.07
第 5 計算期間	2021年 4 月27日～2022年 4 月25日	24.79
第 6 計算期間	2022年 4 月26日～2023年 4 月24日	4.54
第 7 計算期間	2023年 4 月25日～2024年 4 月24日	10.00
第 8 計算期間	2024年 4 月25日～2025年 4 月24日	13.18
第 9 計算期間	2025年 4 月25日～2026年 4 月24日	9.85

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第 1 計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第 1 計算期間	2017年 4 月27日～2018年 4 月24日	5,480,866,773	3,266,143,884	2,214,722,889
第 2 計算期間	2018年 4 月25日～2019年 4 月24日	4,571,736,019	2,024,998,465	4,761,460,443
第 3 計算期間	2019年 4 月25日～2020年 4 月24日	171,147,317	2,682,639,561	2,249,968,199
第 4 計算期間	2020年 4 月25日～2021年 4 月26日	332,969,923	1,325,675,620	1,257,262,502
第 5 計算期間	2021年 4 月27日～2022年 4 月25日	90,552,195	303,544,925	1,044,269,772
第 6 計算期間	2022年 4 月26日～2023年 4 月24日	34,753,605	153,352,606	925,670,771
第 7 計算期間	2023年 4 月25日～2024年 4 月24日	23,795,724	236,092,363	713,374,132
第 8 計算期間	2024年 4 月25日～2025年 4 月24日	20,240,508	117,951,302	615,663,338
第 9 計算期間	2025年 4 月25日～2026年 4 月24日	19,198,842	89,924,331	544,937,849

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考情報）

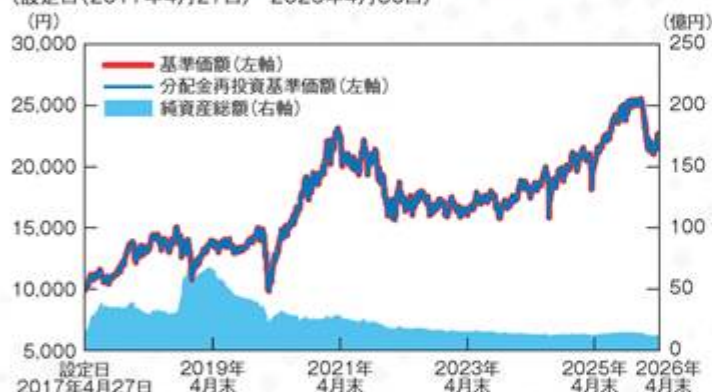
運用実績



基準価額・純資産の推移

（基準日：2026年4月30日）

（設定日（2017年4月27日）～2026年4月30日）



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額（1万口当たり）	21,858円
純資産総額	11.90億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第5期（2022年4月25日）	0円
第6期（2023年4月24日）	0円
第7期（2024年4月24日）	0円
第8期（2025年4月24日）	0円
第9期（2026年4月24日）	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

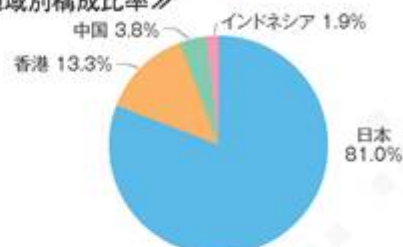
《組入上位10銘柄》

銘柄名	業種	組入比率
1 ソフトバンクグループ	情報・通信業	6.4%
2 アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス流通・小売り	5.0%
3 ソフトバンク	情報・通信業	4.9%
4 テンセントホールディングス	メディア・娯楽	4.8%
5 インテリジェントウェイブ	情報・通信業	4.2%
6 イー・ガーディアン	サービス業	4.1%
7 ベイカレント	サービス業	4.0%
8 アイティフォー	情報・通信業	3.8%
9 セレス	情報・通信業	3.6%
10 中国平安保険	保険	3.6%

《業種別構成比率》



《国・地域別構成比率》



《構成比率》

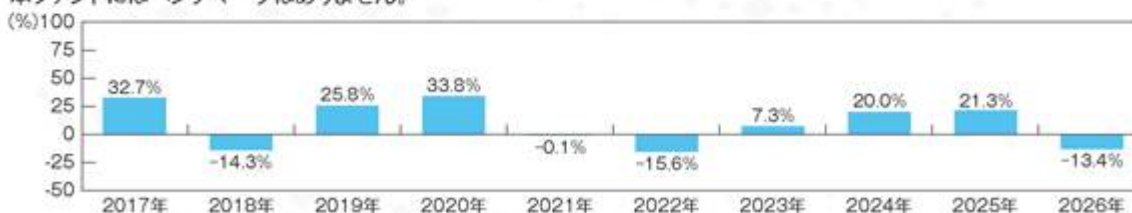
国内株式	78.1%
外国株式	18.3%
現金等	3.6%
合計	100.0%

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※業種別構成比率は、純資産総額に対する比率です。
 ※国・地域別構成比率は、組入株式評価額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2017年は設定日2017年4月27日から年末まで、2026年は年初から4月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

() お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

() お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記()に記載の照会先においてもご確認ください。

() お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

() お申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。なお、前記()に記載の照会先においてもご確認ください。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注） 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備え

る振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること及びすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。ただし、信託約款に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

なお、取得申込みの受付けが中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、前記に準じて算出した価額とします。

2【換金(解約)手続等】

a．換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

b．換金単位

販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

なお、上記a．に記載の照会先においてもご確認ください。

c．換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については上記a．の照会先においてもご確認ください。

d．換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して6営業日目以降にお支払いいたします。

e．その他

信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記に準じて算出した価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び借入れ有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(基準価額は便宜上1万口当たりで表示される場合があります。)

() 主な投資対象資産の評価方法

株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 なお、外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

() 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額(1万口当たり)は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額(1万口当たり)が掲載されています。

なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03 - 6229 - 0097 (受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2017年4月27日から2027年4月26日までとします。ただし、信託期間の延長が有利と認めたときは信託期間を延長することがあります。

一方、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年4月25日から翌年4月24日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、ウエルスアドバイザー株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、前記 の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「()約款変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

() 約款変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記 の事項(前記 の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記 の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の

内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

() 運用報告書

委託会社は、毎計算期末(毎年4月24日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日か

ら10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

(2) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

SBI日本・アジアフィンテック株式ファンド

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2025年4月25日から2026年4月24日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【S B I 日本・アジアフィンテック株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2025年4月24日現在	第9期 2026年4月24日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,263,828	1,088,534
コール・ローン	33,994,025	47,645,081
株式	1,213,428,129	1,168,707,225
未収配当金	10,882,318	8,931,811
未収利息	325	783
流動資産合計	1,261,568,625	1,226,373,434
資産合計	1,261,568,625	1,226,373,434
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,357,782	1,307,000
未払受託者報酬	269,997	278,028
未払委託者報酬	11,368,417	11,706,309
その他未払費用	628,265	619,685
流動負債合計	14,624,461	13,911,022
負債合計	14,624,461	13,911,022
純資産の部		
元本等		
元本	615,663,338	544,937,849
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	631,280,826	667,524,563
（ 分配準備積立金 ）	479,580,576	435,598,295
元本等合計	1,246,944,164	1,212,462,412
純資産合計	1,246,944,164	1,212,462,412
負債純資産合計	1,261,568,625	1,226,373,434

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日	第9期 自 2025年4月25日 至 2026年4月24日
営業収益		
受取配当金	31,542,338	32,616,215
受取利息	165,787	244,335
有価証券売買等損益	171,757,227	107,885,699
為替差損益	18,249,705	19,850,027
その他収益	3,175	4,241
営業収益合計	185,218,822	160,600,517
営業費用		
支払利息	114	-
受託者報酬	536,397	566,785
委託者報酬	22,585,068	23,864,538
その他費用	1,903,386	2,254,178
営業費用合計	25,024,965	26,685,501
営業利益又は営業損失（ ）	160,193,857	133,915,016
経常利益又は経常損失（ ）	160,193,857	133,915,016
当期純利益又は当期純損失（ ）	160,193,857	133,915,016
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	19,188,988	30,511,337
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	563,308,809	631,280,826
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,339,722	25,536,580
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	20,339,722	25,536,580
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,372,574	92,696,522
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	93,372,574	92,696,522
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	631,280,826	667,524,563

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３．外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
５．その他財務諸表作成のための 基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月25日から翌年4月24日までとしております。当計算期間は2025年4月25日から2026年4月24日までとしております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第8期 2025年4月24日現在	第9期 2026年4月24日現在
１．当該計算期間の末日における受益権の総数	615,663,338口	544,937,849口
２．元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合における その差額	-	-
３．1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.0254円 (20,254円)	2.2250円 (22,250円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日			第9期 自 2025年4月25日 至 2026年4月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	26,044,832円	費用控除後の 配当等収益額	A	24,740,488円
費用控除後・ 繰越欠損金補填後 の有価証券売買等 損益額	B	-円	費用控除後・ 繰越欠損金補填後 の有価証券売買等 損益額	B	-円
収益調整金額	C	189,477,907円	収益調整金額	C	231,926,268円
分配準備積立金額	D	453,535,744円	分配準備積立金額	D	410,857,807円
当ファンドの 分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	669,058,483円	当ファンドの 分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	667,524,563円
当ファンドの 期末残存口数	F	615,663,338口	当ファンドの 期末残存口数	F	544,937,849口
10,000口当たり 収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	10,867円	10,000口当たり 収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	12,249円
10,000口当たり 分配金額	H	-円	10,000口当たり 分配金額	H	-円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	-円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	-円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日	第9期 自 2025年4月25日 至 2026年4月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び 金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送付金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの 管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 市場リスクの管理 同左 信用リスクの管理 同左 流動性リスクの管理 同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 2025年4月24日現在	第9期 2026年4月24日現在
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	株式 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日	第9期 自 2025年4月25日 至 2026年4月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	143,205,806	12,695,660
合計	143,205,806	12,695,660

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第8期 自 2024年4月25日 至 2025年4月24日	第9期 自 2025年4月25日 至 2026年4月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	713,374,132円	615,663,338円
期中追加設定元本額	20,240,508円	19,198,842円
期中一部解約元本額	117,951,302円	89,924,331円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	システナ	76,100	434.00	33,027,400	
	ラクーンホールディングス	43,300	678.00	29,357,400	
	T I S	12,500	3,603.00	45,037,500	
	セレス	24,000	1,495.00	35,880,000	
	テクマトリックス	18,700	1,835.00	34,314,500	
	GMOペイメントゲートウェイ	4,700	7,969.00	37,454,300	
	コムチュア	18,400	1,354.00	24,913,600	
	J I G - S A W	7,900	2,375.00	18,762,500	
	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	45,800	928.00	42,502,400	
	ソルクシーズ	74,500	476.00	35,462,000	
	野村総合研究所	10,100	5,092.00	51,429,200	
	ROBOT PAYMENT	17,100	2,200.00	37,620,000	
	S I Gグループ	15,800	840.00	13,272,000	
	N E	13,800	615.00	8,487,000	
	パワーソリューションズ	3,700	2,485.00	9,194,500	
	A I C R O S S	1,700	1,056.00	1,795,200	
	A I i n s i d e	100	2,660.00	266,000	
	アイティフォー	26,600	1,703.00	45,299,800	
	インテリジェント ウェイブ	51,600	981.00	50,619,600	
	ソフトバンク	261,300	220.20	57,538,260	
	D T S	19,400	1,050.00	20,370,000	
	T K C	4,900	3,610.00	17,689,000	
	N S D	10,100	2,731.50	27,588,150	
	ソフトバンクグループ	14,600	5,963.00	87,059,800	
	S B Iホールディングス	8,600	2,978.00	25,610,800	
	インフォマート	87,700	442.00	38,763,400	
	イー・ガーディアン	29,600	1,620.00	47,952,000	
	ベイカレント	9,500	5,362.00	50,939,000	
	ライトアップ	18,100	1,140.00	20,634,000	
	T D S E	1,700	1,345.00	2,286,500	
日本円 小計		931,900		951,125,810	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	5,800	495.20	2,872,160.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	22,400	130.40	2,920,960.00	
	JD.COM INC - CL A	11,985	118.70	1,422,619.50	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	33,000	60.70	2,003,100.00	
	PAX GLOBAL TECHNOLOGY LTD	86,000	3.98	342,280.00	

香港ドル 小計		159,185		9,561,119.50 (195,046,837)	
インドネシア ルピア	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	270,300	4,630.00	1,251,489,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	406,800	2,880.00	1,171,584,000.00	
インドネシアルピア 小計		677,100		2,423,073,000.00 (22,534,578)	
合 計		1,768,185		1,168,707,225 (217,581,415)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 5銘柄	16.09%	16.69%
インドネシアルピア	株式 2銘柄	1.86%	1.93%

（注）「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2026年4月30日現在
資産総額	1,191,832,841円
負債総額	1,641,027円
純資産総額（ - ）	1,190,191,814円
発行済口数	544,518,278口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1858円
（1万口当たり純資産額）	（21,858円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡
受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額(2026年4月末日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

投資運用の意思決定機構

(イ) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

(ロ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

(ハ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

(ニ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

(ホ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2026年4月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2026年4月末日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	312	6,719,365
単位型株式投資信託	467	1,539,889
単位型公社債投資信託	51	98,289
合 計	830	8,357,543

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,719,549	2,049,267
関係会社短期貸付金	2 4,700,000	2 5,000,000
前払費用	51,729	44,078
未収委託者報酬	1,604,874	1,753,057
未収運用受託報酬	2 12,096	2 6,142
その他	23,470	23,574
流動資産合計	9,111,721	8,876,119
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 31,251	1 27,267
器具備品	1 6,311	1 5,057
有形固定資産合計	37,563	32,325
無形固定資産		
商標権	1,798	1,752
ソフトウェア	148,358	320,336
その他	67	67
無形固定資産合計	150,224	322,155
投資その他の資産		
投資有価証券	562,202	693,928
関係会社株式	22,031	2,125
繰延税金資産	101,208	63,464
その他	41,638	45,312
投資その他の資産合計	727,081	804,831
固定資産合計	914,868	1,159,312
繰延資産		
株式交付費	247	—
繰延資産合計	247	—
資産合計	10,026,837	10,035,432

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	3,144	6,316
未払金	1,538,445	1,684,290
未払手数料	871,779	1,033,782
その他未払金	666,666	650,508
未払法人税等	372,480	467,628
未払消費税等	121,693	106,429
流動負債合計	2,035,762	2,264,665
負債合計	2,035,762	2,264,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,700,640	3,397,332
利益剰余金合計	3,800,690	3,497,382
自己株式	63	63
株主資本合計	8,047,964	7,744,656
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	56,889	26,110
評価・換算差額等合計	56,889	26,110
純資産合計	7,991,074	7,770,767
負債純資産合計	10,026,837	10,035,432

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,712,343	8,837,750
運用受託報酬	87,707	69,847
投資助言報酬	30	41
その他営業収益	52,942	50,796
営業収益計	1 7,853,023	1 8,958,436
営業費用		
支払手数料	3,707,166	4,025,919
広告宣伝費	818	3,892
調査費	309,226	320,788
委託計算費	810,126	868,657
営業雑経費	51,292	47,360
通信費	579	498
印刷費	35,297	27,682
協会費	15,228	18,976
諸会費	186	202
営業費用計	4,878,629	5,266,617
一般管理費		
給料	542,033	546,409
役員報酬	85,012	91,277
給料・手当	414,103	431,847
賞与	42,918	23,285
福利厚生費	87,575	79,991
交際費	62	4
旅費交通費	2,960	1,810
租税公課	73,543	61,368
不動産賃借料	36,892	39,279
退職給付費用	20,685	14,929
固定資産減価償却費	51,298	70,769
業務委託費	48,931	48,464
消耗品費	3,495	4,041
諸経費	2 624,648	2 630,557
一般管理費計	1,492,128	1,497,625
営業利益	1,482,265	2,194,193
営業外収益		
受取利息	2 75,764	2 78,481
受取配当金	—	455
投資有価証券売却益	49,100	356
為替差益	1,324	—
雑収入	2,282	1,756
営業外収益計	128,471	81,049
営業外費用		
為替差損	—	3,656
株式交付費償却	1,384	247
営業外費用計	1,384	3,903

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
経常利益	1,609,351	2,271,340
特別損失		
投資有価証券評価損	522	—
関係会社株式評価損	—	19,905
特別損失合計	522	19,905
税引前当期純利益	1,608,829	2,251,434
法人税、住民税及び事業税	513,811	696,206
法人税等調整額	18,764	459
法人税等合計	495,046	695,746
当期純利益	1,113,782	1,555,687

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181
当期変動額								
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,113,782	1,113,782	—	1,113,782
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	63	8,047,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	75,627	75,627	75,627
当期変動額合計	75,627	75,627	1,038,155
当期末残高	56,889	56,889	7,991,074

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	63	8,047,964
当期変動額								
剰余金の配当					1,858,995	1,858,995		1,858,995
当期純利益					1,555,687	1,555,687		1,555,687
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	303,307	303,307	—	303,307
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,397,332	3,497,382	63	7,744,656

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	56,889	56,889	7,991,074
当期変動額			
剰余金の配当			1,858,995
当期純利益			1,555,687
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	83,000	83,000	83,000
当期変動額合計	83,000	83,000	220,307
当期末残高	26,110	26,110	7,770,767

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容及び、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。
運用受託報酬	運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容及び、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。
投資助言報酬	投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容及び、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)												
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>15,880千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,036千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>23,916千円</td></tr> </table>	建物	15,880千円	器具備品	8,036千円	合計	23,916千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>19,864千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>9,338千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>29,202千円</td></tr> </table>	建物	19,864千円	器具備品	9,338千円	合計	29,202千円
建物	15,880千円												
器具備品	8,036千円												
合計	23,916千円												
建物	19,864千円												
器具備品	9,338千円												
合計	29,202千円												
2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>4,700,000千円</td></tr> <tr> <td>その他流動資産</td><td>772千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,700,772千円</td></tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,700,000千円	その他流動資産	772千円	合計	4,700,772千円	2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>5,000,000千円</td></tr> <tr> <td>その他流動資産</td><td>1,548千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,001,548千円</td></tr> </table>	関係会社短期貸付金	5,000,000千円	その他流動資産	1,548千円	合計	5,001,548千円
関係会社短期貸付金	4,700,000千円												
その他流動資産	772千円												
合計	4,700,772千円												
関係会社短期貸付金	5,000,000千円												
その他流動資産	1,548千円												
合計	5,001,548千円												

（損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
経営管理報酬 597,599千円 関係会社からの受取利息 67,395千円	経営管理報酬 603,106千円 関係会社からの受取利息 72,484千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	—	—	1,408,348

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	—	—	1,408,348

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1)配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月17日 株主総会	普通株式	1,549,163	1,100	2025年3月31日	2025年6月23日
2026年3月18日 臨時株主総会	普通株式	309,832	220	2026年3月18日	2026年3月31日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「預り金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年３月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562,202	562,202	—
資産計	562,202	562,202	—

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	693,928	693,928	—
資産計	693,928	693,928	—

（注1）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	2,125

なお、当事業年度において、当該子会社株式について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,700,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,604,874	—	—	—
未収運用受託報酬	12,096	—	—	—
合計	9,036,520	—	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,049,267	—	—	—
関係会社短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,753,057	—	—	—
未収運用受託報酬	6,142	—	—	—
合計	8,808,467	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	562,202	—	562,202
資産計	—	562,202	—	562,202

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	693,928	—	693,928
資産計	—	693,928	—	693,928

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2025年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度（2025年3月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度（2026年3月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	2,125

（注）表中の貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	559,258	643,200	83,941
	小計	559,258	643,200	83,941
合計		562,202	645,277	83,074

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	653,812	613,600	40,212
	小計	653,812	613,600	40,212
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	40,116	42,200	2,083
	小計	40,116	42,200	2,083
合計		693,928	655,800	38,128

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	125,687	49,100	—
合計	125,687	49,100	—

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	13,454	356	—
合計	13,454	356	—

（注）表中の売却益には、一部のその他有価証券のヘッジ手段として利用し、当期中に決済されたデリバティブ取引から生じた損益が含まれております。

４．減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、関係会社株式（子会社株式）について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）12,280千円、当事業年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）5,311千円であります。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）8,404千円、当事業年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）9,617千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)																																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>735 千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>164</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>12,733</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>7,367</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>53,911</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>26,197</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>97</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>101,208</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>101,208</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>101,208</td></tr> </table>	電話加入権	735 千円	投資有価証券評価損	164	未払事業税	12,733	その他未払税金	7,367	未払金	53,911	その他有価証券評価差額金	26,197	その他	97	繰延税金資産小計	101,208	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	101,208	その他有価証券評価差額金	—	繰延税金負債合計	—	繰延税金資産の純額	101,208	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>735 千円</td></tr> <tr> <td>子会社株式評価損</td><td>6,274</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>16,430</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>8,748</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>49,557</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>81,745</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>6,274</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>75,471</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>12,006</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>12,006</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>63,464</td></tr> </table>	電話加入権	735 千円	子会社株式評価損	6,274	未払事業税	16,430	その他未払税金	8,748	未払金	49,557	その他有価証券評価差額金	—	その他	—	繰延税金資産小計	81,745	評価性引当額	6,274	繰延税金資産合計	75,471	その他有価証券評価差額金	12,006	繰延税金負債合計	12,006	繰延税金資産の純額	63,464
電話加入権	735 千円																																																				
投資有価証券評価損	164																																																				
未払事業税	12,733																																																				
その他未払税金	7,367																																																				
未払金	53,911																																																				
その他有価証券評価差額金	26,197																																																				
その他	97																																																				
繰延税金資産小計	101,208																																																				
評価性引当額	—																																																				
繰延税金資産合計	101,208																																																				
その他有価証券評価差額金	—																																																				
繰延税金負債合計	—																																																				
繰延税金資産の純額	101,208																																																				
電話加入権	735 千円																																																				
子会社株式評価損	6,274																																																				
未払事業税	16,430																																																				
その他未払税金	8,748																																																				
未払金	49,557																																																				
その他有価証券評価差額金	—																																																				
その他	—																																																				
繰延税金資産小計	81,745																																																				
評価性引当額	6,274																																																				
繰延税金資産合計	75,471																																																				
その他有価証券評価差額金	12,006																																																				
繰延税金負債合計	12,006																																																				
繰延税金資産の純額	63,464																																																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																																				
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。																																																					

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針4．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI グローバル アセット マネジメント 株式会社	東京都 港区	3,363	資産運用業、 金融情報 サービス事業 子会社の 持株会社	(被所有) 直接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・ 受入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息 の受取	68,406	-	-
							資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理 報酬	597,599	未払金	328,679

（注1）経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注2）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	54,323	証券業	—	販売委託（注）	販売委託 支払手数料	1,461,607	未払金	316,838

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2．親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社
（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社
（非上場）

SBIホールディングス株式会社
（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBI グローバル アセット マネジメント 株式会社	東京都 港区	3,739	資産運用業、 金融情報 サービス事業 子会社の 持株会社	(被所有) 直接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・ 受入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息 の受取	72,484	-	-
							貸付回収 新規貸付	6,500,000 6,800,000	関係会社 短期貸付金	5,000,000
							貸付利息	72,484	未収利息	-
							経営管理 報酬	603,106	未払金	331,708

（注1）経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注2）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	54,323	証券業	—	販売委託（注）	販売委託 支払手数料	1,793,031	未払金	409,883

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2．親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 自 2024年４月１日 至 2025年３月31日	当事業年度 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
１株当たり純資産額	5,674円15銭	5,517円72銭
１株当たり当期純利益	790円85銭	1,104円63銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2024年４月１日 至 2025年３月31日	当事業年度 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
当期純利益(千円)	1,113,782	1,555,687
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,113,782	1,555,687
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、その他の重要事項

- (イ) 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

- (ロ) その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

- (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2026年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	13,195百万円	
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	
	岡三証券株式会社	5,000百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	楽天証券株式会社	19,495百万円	
	三田証券株式会社	500百万円	
	SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	
	PayPay銀行株式会社	72,216百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
投資顧問 会社	ウエルスアドバイザー株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

（２）再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

（３）販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

（４）投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）再信託受託会社

該当事項はありません。

（３）販売会社

該当事項はありません。

（４）投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の名称を「投資信託説明書(交付目論見書)」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載することがあります。

- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
ファンドの基本的性格など
委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
目論見書の使用開始日

- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 田 鳶 照 夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 原 田 達

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年7月9日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI日本・アジアフィンテック株式ファンドの2025年4月25日から2026年4月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI日本・アジアフィンテック株式ファンドの2026年4月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。